

## P i T a P a ポストペイサービス規約

### (目的)

**第1条** この規約は、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）が、株式会社スルッとKANSAIが発行するポストペイ機能を搭載したICカード乗車券（以下「P i T a P aカード」といいます。）のポストペイ機能による当社線に係る旅客の運送等について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便性向上を図ることを目的とします。

### (適用範囲)

**第2条** 利用者がP i T a P aカードで当社線を利用する場合であって、ポストペイ機能による利用となる場合のサービス内容とご利用条件は、この規約の定めるところによります。

2 利用者がP i T a P aカードで当社線を利用する場合であって、この規約においてポストペイ機能による利用とならないと定める場合及びP i T a P a定期券により券面表示の有効期間内に券面表示区間のみを乗車する場合の取扱いは、ICカード乗車券取扱約款（平成15年10月西日本旅客鉄道株式会社公告第19号。以下「IC約款」といいます。）の定めるところによります。

3 この規約に定めていない事項については、当社または他社が別に定めるところによります。別に定めるものの主なものは、次の各号に掲げるとおりです。

#### (1) 当社が定めるもの

- ア 旅客営業規則（昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第3号）
- イ 旅客連絡運輸規則（昭和62年4月西日本旅客鉄道株式会社公告第17号）
- ウ IC約款

#### (2) 他社が定めるもの

- ア P i T a P a会員規約（株式会社スルッとKANSAI）
- イ P i T a P a倶楽部会員規約（株式会社スルッとKANSAI）

### (用語の定義)

**第3条** この規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「ポストペイ」とは、利用者がICカード乗車券で当社線を利用した場合に普通旅客運賃を後払いすることをいいます。
- (2) 「ポストペイサービス」とは、当社が利用者に対してICカード乗車券のポストペイ機能による当社線の利用を可能とするサービスのことをいいます。
- (3) 「プリペイド」とは、利用者がICカード乗車券で当社線を利用した場合に普通旅客運賃をSFにより支払うことを言います。

- (4) 「P i T a P a」とは、ポストペイ機能とプリペイド機能を搭載したP i T a P aカードをいいます。
- (5) 「P i T a P a 定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券、ポストペイ機能及びプリペイド機能を搭載したP i T a P aカードをいいます。
- (6) 「利用月」とは、月初日から月末日（1日は当日午前3時00分から翌日午前2時59分までの間とします。）の1ヶ月間をいいます。
- (7) 「ポストペイ普通運賃」とは、ポストペイ機能により当社線を利用した都度発生する、未払いの片道普通旅客運賃（小児用のP i T a P aカードの場合は、小児の片道普通旅客運賃）をいいます。なお、当社が別に定める乗継割引が適用される場合は、乗継割引適用後の運賃とします。
- (8) 「指定時間帯」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日、法律で定められた休日及び年末年始（12月30日から1月3日）の終日と平日の10時00分から17時00分までの時間帯をいいます。
- (9) 「指定時間帯での利用」とは、指定時間帯に自動改札機（車両に搭載された自動改札機を含みます。以下同じ。）による改札を受けて入場又は出場することをいいます。
- (10) 「S F」とは、I Cカード乗車券に記録される金銭的価値をいいます。
- (11) 「I C O C A乗車券」とは、当社が発行するI Cカード乗車券をいいます。

（契約の成立時期及び適用規定）

- 第4条** ポストペイサービスによる個別の運送契約の成立時期は、駅（当社の駅を指します。以下同じ。）又は車両（I C O C A乗車券の改札を行う自動改札機を搭載した当社線を運行する車両を指します。以下同じ。）において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。
- 2** 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。

（利用エリア）

- 第5条** 当社線におけるポストペイサービスの利用エリアは別表1の定めるところによります。

（使用方法）

- 第6条** 前条に定める利用エリア内の駅相互間をP i T a P aカードで自動改札機による改札を受けて入場し、同一のP i T a P aカードにより自動改札機による改札を受けて出場した場合、ポストペイ機能による利用となります。この場合、P i T a P aカードのプリペイド機能による利用とはなりません。

- 2 前項の場合であって、別に定める場合は、新幹線乗換駅に設置する新幹線乗換改札機において、P i T a P aカードと新幹線に有効な乗車券類等とを併用することができます。この場合、新幹線乗換改札機による改札をもって、前項に規定する利用エリア内の駅の自動改札機による改札とみなして取り扱います。
- 3 第1項の場合であって、車両に搭載された自動改札機において改札を受ける場合は、第5条に定める利用エリア内の駅の乗車又は降車時に車両に搭載された自動改札機による改札を受けることをもって、第1項に規定する利用エリア内の駅の自動改札機による改札とみなして取り扱います。
- 4 株式会社スルッとKANSAIが定める規定によりP i T a P aカードのポストペイ機能の利用が制限されている場合は、第1項に定める乗車であっても、ポストペイ機能による利用とはなりません。
- 5 P i T a P aカードで前条に定める利用エリアの範囲外の駅の自動改札機による改札を受けて入場又は出場する場合は、ポストペイ機能による利用とはなりません。
- 6 P i T a P aカードを次の各号により使用する場合は、ポストペイ機能による利用とはなりません。
  - (1) IC O C A乗車券用の自動券売機によって乗車券等と引き換える場合
  - (2) 他の乗車券で旅行を開始し、当該乗車券の券面区間外まで乗車した場合に、IC O C A乗車券用の自動精算機によって、P i T a P aカードにより精算する場合
  - (3) 他の乗車券で旅行を開始し、当該乗車券の券面区間外をP i T a P a定期券により乗車（券面に表示された有効区間内に限ります。）した場合に、IC O C A乗車券用の自動精算機でP i T a P a定期券の定期券機能を使用する場合
  - (4) IC O C A乗車券の処理が可能な車内補充券発行機によって乗車券等と引き換える場合
  - (5) P i T a P aカードで自動改札機による改札を受けて入場し、IC O C A乗車券用の自動精算機によって、現金、オレンジカード又は他の乗車券により精算する場合
  - (6) IC O C A乗車券用の自動券売機、自動精算機又は入金機でチャージする場合
- 7 IC約款の定めによるほか、列車の運行不能及び本サービスの提供に必要な設備等の障害の発生により、やむを得ずP i T a P aカードを利用できない場合は、第1項に定める乗車であっても、ポストペイ機能による利用とはなりません。

(運賃の支払義務)

- 第7条** 利用者は、P i T a P aカードを前条第1項の規定により使用する場合、個別の運送契約が終了する都度、当該乗車区間（以下「ポストペイ乗車区間」といいます。P i T a P a定期券で券面表示の有効期間内に券面表示区間外を乗車する場合は、IC約款第30条第1項又は第3項に定める区間とします。）のポストペイ普通運賃を支払う義務を負います。
- 2 前項に定めるポストペイ普通運賃の運賃計算経路は、別表1に定める範囲において片

道普通旅客運賃が最も低廉となる経路とします。ただし、最も低廉となる経路が複数ある場合は、営業キロ（幹線と地方交通線を連続して乗車する経路の場合は運賃計算キロ）が短い経路とします。

（効力）

**第8条** 第6条第1項の規定により使用する場合のP i T a P aカードの効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとします。
- (2) 記名人のみが使用することができます。
- (3) 第1号の規定により乗車する場合の乗車区間の経路については、前条第2項に定めるポストペイ普通運賃の運賃計算経路にかかわらず、利用エリア内に限り他の経路を乗車することができます。
- (4) 途中下車の取扱いはしません。
- (5) 入場後は、当日に限り有効とします。

（ポストペイ普通運賃の割引）

**第9条** 第6条第1項に定めるP i T a P aカードのポストペイ機能による利用に対し、第7条に定めるポストペイ普通運賃の利用月の合算額から第11条及び第12条に定める算定方法に基づいて算出する割引額を減算して、当該利用月のポストペイ機能による支払い額（以下「ポストペイ割引後運賃」といいます。）を算出します。

2 前項の計算は、P i T a P aカード1枚ごとに行います。

（ポストペイ割引後運賃の立替払い及び決済）

**第10条** 利用者は、前条に定めるポストペイ割引後運賃を、株式会社スルッとKANSAIが当社に立替払いすることを予め異議なく承諾するものとします。当該ポストペイ割引後運賃は、株式会社スルッとKANSAIが定める方法で決済されます。

（利用回数割引）

**第11条** 利用月における同一金額のポストペイ普通運賃の利用回数に応じて、1回の利用ごとに当該ポストペイ普通運賃に別表2に定める割引率を乗じて、割引額を算出します。

2 当社が別に定める乗継割引が適用される場合は、一部の場合を除いて乗継割引適用前の運賃を前項に定めるポストペイ普通運賃とします。

3 P i T a P a 定期券により、券面表示の有効期間内に券面表示区間外を乗車する場合は、当社のシステム上の都合により、ポストペイ乗車区間が券面表示区間外の乗車区間とは異なる場合があります。

4 前項の定めにより、利用回数割引が適用されない場合であっても、当社はその責めを負

いません。

(時間帯指定割引)

**第12条** 利用月における同一の時間帯指定割引適用区間の指定時間帯での利用回数に応じて、1回の利用ごとに当該区間のポストペイ普通運賃に別表3に定める割引率を乗じて、割引額を算出します。

2 時間帯指定割引適用区間及び当該区間における割引率は、別表4に定めるとおりとします。

3 別表4の左欄の区間が2以上の場合は、各々の区間の利用回数を合算したものを、第1項で定める利用回数とします。

4 ポストペイ乗車区間が別表4で定める時間帯指定割引適用区間と同一である場合に限り、当該区間における時間帯指定割引が適用されます。

5 小児用のP i T a P aカードでの利用については、時間帯指定割引は適用されません。

6 P i T a P a定期券により、券面表示の有効期間内に券面表示区間外を乗車する場合は、当社のシステム上の都合により、ポストペイ乗車区間が券面表示区間外の乗車区間とは異なる場合があります。

7 前項の定めにより、時間帯指定割引が適用されない場合であっても、当社はその責めを負いません。

(時間帯指定割引の優先)

**第13条** 利用回数割引及び時間帯指定割引両方の適用対象となる利用については、時間帯指定割引適用区間の利用として、前条第1項に基づいて時間帯指定割引を適用します。ただし、当該利用月の当該時間帯指定割引適用区間に対する時間帯指定割引が適用されない場合は、第11条第1項に基づいて利用回数割引を適用します。

(利用履歴の確認)

**第14条** 利用者は、当社指定のI C O C A乗車券用の自動券売機により、当月及び前月から過去6ヶ月分のP i T a P aカードの利用履歴を表示又は印字し、確認することができます。

(ポストペイ割引後運賃等の訂正)

**第15条** 当社は、次の場合に、ポストペイ割引後運賃等を訂正することができるものとします。

(1) 当社がポストペイ普通運賃又は第11条及び第12条に定める割引額を誤って算出した場合

(2) その他、当社がポストペイ割引後運賃を訂正することが適切であると判断した場合

(ポストペイサービスの制限又は停止)

**第16条** 当社は、IC約款の定めによるほか、本サービスの提供に必要な設備等の保守点検の実施等により、本サービスの提供を予告なしに一時的に制限又は停止することがあります。

2 前項に基づく本サービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。ただし、当該制限又は停止が、当社の故意又は重過失によって生じた場合は除きます。

(免責事項)

**第17条** PiTaPaカードの紛失・盗難等により、第三者がPiTaPaカードを不正に使用した場合であっても、利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

2 その他、当社の責めに帰すことのできない事由から発生した利用者の損害については、当社はその責めを負いません。

(IC約款の準用)

**第18条** PiTaPaカードで当社線においてポストペイ機能による利用となる場合の取扱いに関して、この規約の定めによるほか、IC約款第10条(第3項第1号及び第2号を除きます。)、第11条、第21条、第22条、第23条の2、第26条、第27条、第33条、第34条、第36条、第39条及び第40条の規定を準用します。この場合、PiTaPa定期券については、IC約款の「ICOCA定期券」の規定を準用するものとし、PiTaPaについては「ICOCA」の規定を準用するものとします。また、IC約款第21条第2項及び第23条の2における小児用ICOCAの規定は、すべてのPiTaPaに対して準用するものとします。

(規約の変更)

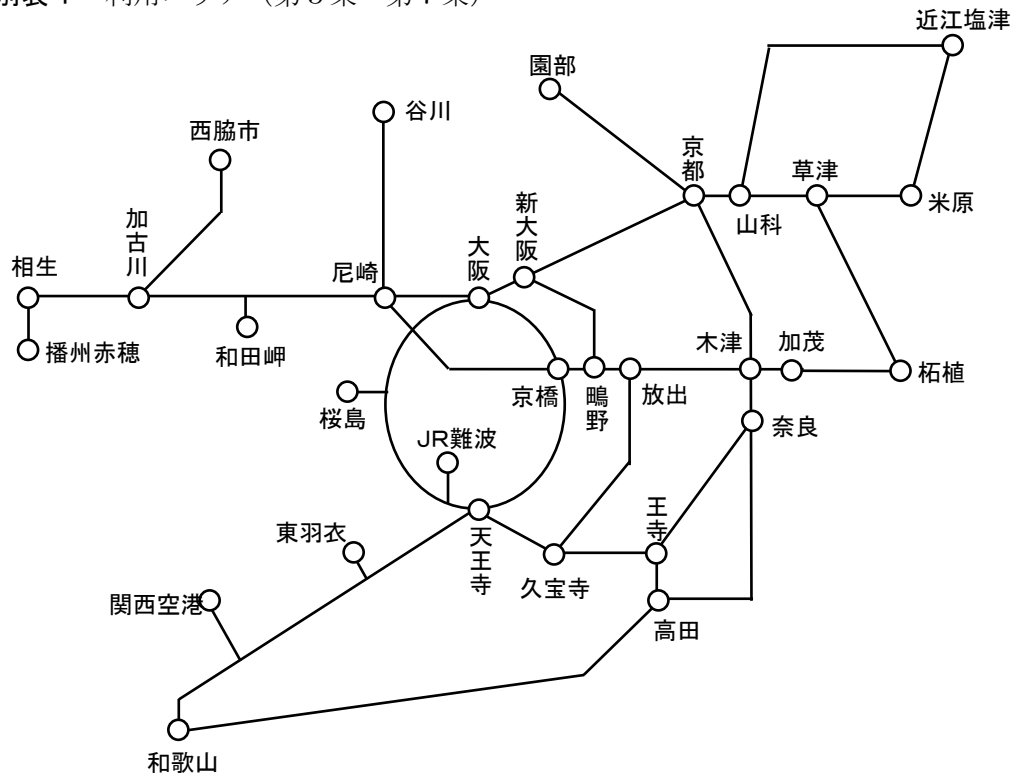
**第19条** 当社は、民法548条の4の規定に基づき、以下の場合は、本規約を変更することができるものとします。

- (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

2 本規約を変更する場合、当社はあらかじめインターネット上で公表する等の相当な方法で、変更内容および変更後の規約の効力発生時期を周知するものとします。また、当社はポストペイサービスの割引条件や利用条件に関する内容の変更を行う場合には、変更の最低1ヶ月前に事前周知を行うものとします。

附則 この改正は、2021年10月1日から施行します。

別表1 利用エリア（第5条・第7条）



別表2 利用回数割引（第11条）

同一金額のポストペイ普通運賃の利用回数	割引率
1回目から10回目まで	割引なし
11回目以降	当該区間のポストペイ普通運賃の15%

別表3 時間帯指定割引（第12条）

時間帯指定割引適用区間の利用回数	割引率
1回目から3回目まで	割引なし
4回目以降	別表4に定める時間帯指定割引適用区間ごとの割引率

別表4 時間帯指定割引設定区間および割引率（第12条）

時間帯指定割引適用区間	割引率
京都・西大路間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
京都・(東)桂川間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
京都・向日町間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
京都・長岡京間 京都・(東)山崎間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%

時間帯指定割引適用区間	割引率
京都・島本間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
京都・高槻間 京都・摂津富田間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
京都・JR総持寺間 京都・茨木間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
京都・千里丘間 京都・岸辺間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
京都・吹田間 京都・東淀川間 京都・新大阪間 京都・大阪間 西大路・大阪間 (東)桂川・大阪間 向日町・大阪間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
長岡京・大阪間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
(東)山崎・大阪間 島本・大阪間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
高槻・大阪間 摂津富田・大阪間 JR総持寺・大阪間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
茨木・大阪間 千里丘・大阪間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
岸辺・大阪間 吹田・大阪間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
東淀川・大阪間 新大阪・大阪間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
大阪・塚本間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
大阪・尼崎間 北新地・尼崎間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%



時間帯指定割引適用区間	割引率
大阪・立花間 北新地・立花間 大阪・甲子園口間 北新地・甲子園口間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
大阪・西宮間 北新地・西宮間 大阪・さくら夙川間 北新地・さくら夙川間 大阪・芦屋間 北新地・芦屋間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
大阪・甲南山手間 北新地・甲南山手間 大阪・摂津本山間 北新地・摂津本山間 大阪・(東)住吉間 北新地・(東)住吉間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
大阪・六甲道間 北新地・六甲道間 大阪・摩耶間 北新地・摩耶間 大阪・灘間 北新地・灘間 大阪・三ノ宮間 北新地・三ノ宮間 大阪・元町間 北新地・元町間 塚本・三ノ宮間 塚本・元町間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
尼崎・三ノ宮間 尼崎・元町間 立花・元町間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%

時間帯指定割引適用区間	割引率
立花・三ノ宮間 甲子園口・三ノ宮間 甲子園口・元町間 西宮・三ノ宮間 西宮・元町間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
さくら夙川・三ノ宮間 さくら夙川・元町間 芦屋・三ノ宮間 芦屋・元町間 甲南山手・元町間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
甲南山手・三ノ宮間 摂津本山・三ノ宮間 摂津本山・元町間 (東)住吉・三ノ宮間 (東)住吉・元町間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
六甲道・三ノ宮間 六甲道・元町間 摩耶・三ノ宮間 摩耶・元町間 灘・元町間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
灘・三ノ宮間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
大阪・塚口間 北新地・塚口間 大阪・猪名寺間 北新地・猪名寺間 大阪・伊丹間 北新地・伊丹間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
大阪・北伊丹間 北新地・北伊丹間 大阪・川西池田間 北新地・川西池田間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%

時間帯指定割引適用区間	割引率
大阪・中山寺間 北新地・中山寺間 大阪・宝塚間 北新地・宝塚間 塚本・宝塚間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
尼崎・宝塚間 塚口・宝塚間	当該区間のポストペイ普通運賃の50%
猪名寺・宝塚間 伊丹・宝塚間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
北伊丹・宝塚間 川西池田・宝塚間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%
中山寺・宝塚間	当該区間のポストペイ普通運賃の30%

※表中の(東)は、東海道線の駅であることを示します。